

特定非営利活動法人両育わーんど 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人両育わーんどという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区渋谷三丁目26番16号第5叶ビル5階に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、発達障害児者とその関係者を対象として、直接及び間接的な支援、社会福祉施設への運営及び情報取扱の支援、発達障害児者を取り巻く環境を改善するための事業を通じて、彼らが生き生きと社会生活を送る支援を行う。あわせて広く市民へ発達障害に関する啓蒙活動を行うことで、市民が互いに学びあえる社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 四 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 五 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 六 子どもの健全育成を図る活動
- 七 情報化社会の発展を図る活動
- 八 経済活動の活性化を図る活動
- 九 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次に掲げる事業を行う。

- 一 発達障害児者への直接及び間接支援事業
- 二 社会福祉施設への運営支援事業
- 三 社会福祉施設への情報取扱支援事業

- 四 発達障害児者の処遇改善及びアドボカシー事業
- 五 発達障害児者の支援者の処遇改善及びアドボカシー事業
- 六 発達障害児者と周囲の人々との学び合いの啓蒙事業
- 七 その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 二 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に対し申し込む。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会の議決を経て、理事会が定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をしたとき。
- 二 本人が死亡又は失そう宣言を受け、若しくは会員である団体が消滅したとき。
- 三 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- 四 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長あてに提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が各項の一に該当する場合には、総会の議決により除名することができる。

- 一 この定款に違反したとき。
 - 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、採決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(提出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費、及びその他既出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3人以上7人以内とする。
 - 二 監事 1人以上2人以内とする。
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員は、法第21条の規定を満たす者とする。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めに基づきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 二 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 四 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 五 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理

事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人は、業務を処理するため、法人事務局を置き、かつ必要な職員を置くことができる。

2 法人事務局の組織及び運営は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

3 法人事務局の職員は、理事長が任免する。

第5章 会議

(会議の種類)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

第6章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は次の各号について議決する。

- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 合併
- 四 事業計画及び予算
- 五 事業報告及び決算
- 六 入会金及び会費
- 七 監事の解任
- 八 会員の除名
- 九 その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認め、招集の請求をした時。
- 二 正会員総数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、理事長あて招集の請求があったとき。
- 三 第15条5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定においてあらかじめ通知した事項とする。
ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するものによる。

(総会の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって、表決又はほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条第2及び次条第1項及の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の各号を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記する。）

三 審議事項

四 議事の経過の概要及び議決の結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事長が必要と認めたとき。
- 二 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- 三 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長が理事から選任する。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、総理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長の決するものによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
 - 二 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者においては、その旨を記載する）
 - 三 審議事項
 - 四 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立のときの財産目録に記載された資産
- 二 入会金及び会費
- 三 寄付金品
- 四 財産から生じる収益
- 五 事業に伴う収益
- 六 その他収益

（資産の区分）

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行う。

（会計の区分）

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ出納することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の出納とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、余剰金を生じたときは、翌事業年度に繰り越す。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほかに、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による決議を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

一 総会の議決

- 二 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 三 正会員の欠亡
 - 四 合併
 - 五 破産手続開始の決定
 - 六 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、理事会で議決したものに譲渡する。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 重光 喬之

副理事長 岩野 範昭

理事 森田 哲也

監事 笈川 季之

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

一 入会金 正会員（個人・団体） 5,000円 賛助会員（個人・団体） 0円

二 年会費 正会員（個人・団体） 10,000円 賛助会員（個人・団体） 一口3,000円

（一口以上）